

県内の保育士養成施設が実施する学校推薦選考を受験される方へ

# 福島県保育士修学資金 特別貸付制度

(2019年度)

この制度は、保育の現場で働く人材の確保・育成を目的としている修学資金の貸付事業のうち、入学前に支払うべき経費の一部を貸し付ける制度です。

貸付内容（裏面もご参考ください）

①学費相当分 30万円以内

②入学準備金 20万円以内

合計貸付額：最大50万円

貸付対象者（裏面に詳細を記載しています）

- ①県内に住民登録している方で、保育士養成施設に進学し、卒業後、県内において保育士としての業務に従事しようとする方。
- ②貸付申請時に生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯に属する方。
- ③在学する高等学校長の推薦を受け、県内の養成施設が実施する推薦選考を受験し、合格した方。
- ④養成施設入学後に、保育士修学資金貸付の貸付を受け、第1回目の修学資金の貸付を受けた後、本事業による貸付金を速やかに返還することを確約する方。

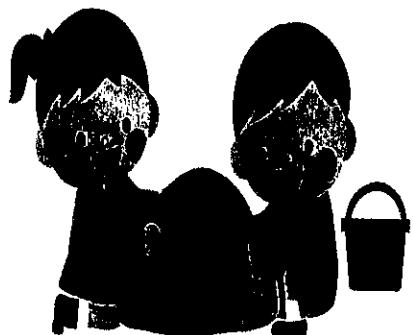
【実施期間・問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

福祉サービス支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111

☎024-523-1256



## ＜保育士修学資金特別貸付事業詳細＞

### 1 目的

保育士資格の取得を目指す学生が、経済的理由により指定保育士養成施設への進学をあきらめることのないよう、指定保育士養成施設入学前に修学資金を貸し付けることにより、県内の保育人材の確保を図ることを目的としています。

### 2 貸付対象者

福島県民、又は他県から県内の保育士養成施設に進学し、養成施設を卒業後、福島県内において保育士としての業務に従事しようとする方で、以下の要件を全て満たす方。

- (1) 学業成績が優秀であり、修学のための同種の資金を他から借り受けていない方。  
(日本学生支援機構からの資金を除く)
- (2) 貸付申請時に生活保護受給世帯または市町村民税非課税世帯に属する方。
- (3) 在学する学校長の推薦を受け、県内の養成施設が実施する推薦選考を受験し、合格した方。
- (4) 合格後、県社協会長が別に定める日までに入学手続きを完了する見込みの方。
- (5) 養成施設入学後に、保育士修学資金貸付の貸付を受け、第1回目の修学資金の貸付を受けた後、本事業による貸付金を速やかに返還することを確約する方。

※保育士修学資金貸付とは、「保育士修学資金の貸付け等について（平成28年2月3日付け厚生労働省発雇児0203号第3号）に定める「保育士修学資金貸付等事業実施要綱の「保育士修学資金貸付」です。

### 3 貸付額

- (1) 学費相当分 30万円以内
- (2) 入学準備金 20万円以内

### 4 貸付利子

無利子

### 5 申請方法

必要書類を在学する学校の長に提出し、学校の長を経由して本会に貸付申請を行う。

【問合せ先】福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課 ☎ 024-523-1256